

基本目標 3 就労支援の充実

重点課題5 障害者の雇用・就労支援体制の整備

【安心してチャレンジできる体制の整備】

- 「働きたい」と願う障害者が、安心して就労にチャレンジするためには、個々の障害特性や能力に応じた訓練・実習の提供が重要です。また、職業習慣の確立や求職活動に対する支援を行うことで、個々の状況にあった就労が可能となります。このため特別支援学校との連携の強化や区内就労支援機関の充実が求められています。

【就労支援室の強化】

- ・ 就労支援室のジョブコーチの更なる資質の向上に努め支援体制の充実を図ります。また、企業等に対するアプローチを強め、就労の場の確保を行います。

【特別支援学校等との連携の強化】

- ・ 特別支援学校との連携を強化し、就学期から就労に向けた体制づくりを行います。

【就労支援事業の実施】

- ・ 区内で就労移行支援事業を行うことにより、新規卒業者や一般就労を希望する障害者の一般就労に向けた訓練や、離職者の再チャレンジのための訓練等が行える体制を（仮称）障害者支援センターの整備に合わせて実施します。

ジョブコーチ：職場での適応に課題を有する障害者及び事業主にきめ細やかな支援を行う職場適応援助者

【就労意欲促進の取り組み】

- 障害者や家族のなかには、「自分にあった仕事があるのか分からない」、過去の失敗経験から「就労したくない、させたくない」と思っている人も多くいます。障害者の就労に対する不安を取り除くためにも、就労の体験や就労情報の提供が重要となっています。また、障害者自立支援法のめざす福祉的就労から一般就労への移行についても、福祉的就労をしている障害者に対する更なる支援が求められています。

【就労トレーニング事業】

- ・ 区役所等で行う職場体験訓練である就労トレーニング事業を通じて、障害者の社会参加の場を提供し、就労意欲の向上を図るとともに、一般就労を希望する障害者に対し、一般就労へ向けた支援を行います。

【障害者、家族等に対する就労意識の啓発】

- ・ 障害者雇用企業の紹介などの情報提供を充実します。また、地域自立支援協議会による研修会等を開催し、障害者や家族に対する意識啓発を行います。

【福祉的就労から一般就労への移行支援・促進】

- ・ 福祉作業所、共同作業所、つばさ福祉会と就労支援室の連携により、一般就労を希望する障害者に対し、一般就労へ向けた支援を行います。

【地域のネットワークによる支援】

- 台東区における雇用・労働に係る課題や地域のニーズについての意見交換の場として、平成18年度にハローワーク、商工会議所、労働基準監督署と台東区により、台東区地域雇用問題連絡会議を設置し、雇用・労働に係る課題や政策テーマを協議し取り組みを行う母体として活動を行っています。
- 台東区地域自立支援協議会に、障害者雇用に関係する機関の連絡や課題などの協議を行う組織として、就労支援室、作業所、ハローワーク、企業等による就労部会を設置しました。これらのネットワークにより、一般就労に向けた各機関の意識や情報の共有化の推進が求められています。

【地域の雇用機関等との連携強化】

- ・ 台東区地域雇用問題連絡会議や地域自立支援協議会就労部会を通じた地域の雇用機関等との連携を強化します。

【企業に対する啓発】

- ・ ハローワークとの連携により障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設など、障害者雇用に関する法改正などの情報を発信し、企業に対する啓発に努めます。

【福祉的就労をしている障害者への支援】

- 授産施設や作業所等で障害者の働く意欲を高めるためには、工賃のアップを図る事も重要です。また、安心して働くことができる環境を確保するため、作業所等が継続・安定して運営ができることが必要です。

【福祉作業所等経営ネットワーク支援】

- ・ 区内における授産施設や作業所等の製品販路及び受注先の開拓や製品開発を行うことにより、授産施設や作業所等の経営力を更に強化し、利用者の工賃アップと勤労意欲の向上を図ります。

【区内就労継続支援事業所の安定的な運営支援】

- ・ NPO 法人等が運営する福祉作業所、共同作業所は、福祉的就労を行うことによる日中活動の場として重要な役割を担ってきました。障害者自立支援法の施行により、就労継続支援 B 型事業への移行を行った事業所や今後移行する事業所が継続して運営できるように必要な支援を行います。

【障害者支援施設における受注機会の拡大】

- ・ 地方自治法施行令の改正により、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける場合についても、随意契約によることが新たに可能となりました。作業所等の業務内容等の把握を行い、公平性や経済性などの確保に留意しつつ、官公需に係る作業所等の受注機会の拡大に努めます。

【一般就労を継続できる支援体制の強化】

- トライアル雇用の期間から一般就労となった後まで、ジョブコーチの職場訪問により障害者に対する職業生活や日常生活の支援や就労先企業への支援を行っています。
- 一般就労を継続するためには、日常の生活支援や悩みを気軽に相談できる体制、就労意欲の継続など様々な支援が求められます。
引き続き職場定着の支援を強化するとともに、支援者の資質の更なる向上が求められています。

【就労中の障害者の日常生活支援を継続する仕組みづくり】

- ・ 就労中の障害者の日常生活支援について、就労支援室と出身作業所等や地域活動支援センターとの連携強化のもと、作業所等が支援を行う場合の仕組みについて検討します。

【就労中の障害者が気軽に相談できる体制の整備】

- ・ 就労に関する悩みなどを気軽に相談できるようにするため、「就労移行支援事業」の実施とともに、たまり場の整備による仲間づくりや相談支援事業所と就労支援室の連携による支援を行います。

トライアル雇用：事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者が実践的な能力を取得し常用雇用に移行するための短期間（原則3か月）の試行雇用

就労支援のイメージ

